鈴鹿市公告第６号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の２０第１項の規定に基づき指定特定相談支援事業者を指定し、及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２４条の２８第１項の規定に基づき指定障害児相談支援事業者を指定したので、鈴鹿市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成２４年鈴鹿市規則第２４号）第４条の規定により次のとおり公告する。

令和６年１月２６日

鈴鹿市長　末　松　則　子

１　指定等に係る指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地

一般社団法人アマネクサポート

鈴鹿市岸岡町２６２６番地の１５７

２　指定等に係る事業所の名称及び所在地

アマネク相談支援事業所

鈴鹿市岸岡町２６２６番地の１５７

３　指定等の年月日

令和６年２月１日

４　指定等に係る指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類

特定相談支援

障害児相談支援

５　事業の主たる対象者

障害者、障害児

６　事業所番号

特定相談支援　　２４３０３０１５６０

障害児相談支援　２４７０３００５７１